

池田市子ども条例の一部改正（案）の概要に対するご意見と

それに対する本市の考え方

1. 実施内容

趣旨

本条例は、子どもの育成について基本理念や責務、市の施策や体制などを定めたもので、平成17年4月の施行以来、本市は、本条例の下、子どもの育成に係る施策を推進してきました。令和5年4月に、子どもに関する施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行したところがありますが、同法と合わせて、本市では、引き続き本条例を子どもの育成に係る施策の推進における基盤とし、子どもが未来に夢や希望を持てるまちとなることをめざしていきたいと考えています。

しかしながら、日本では近年、児童虐待、いじめ、自殺、不登校など「子どもの権利」が軽んじられる事件などが多く発生し、子どもを取り巻く状況は深刻です。本市では、本条例において「子どもの権利が尊重され、保護されること」を子どもの育成における基本理念として掲げてきたところではありますが、子どもを主体とした社会の実現に向け、本条例に、より重点を置いて「子どもの権利」についてうたう必要があると考え、本条例の一部改正を検討しています。

つきましては、本条例の一部改正に向け、広く市民等の皆様の意見を伺うため、パブリックコメント手続を実施しました。

提出期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月22日（月）（郵送の場合は必着）

提示資料

池田市子ども条例の一部改正（案）の概要

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数 0名

提出件数 0件

パブリックコメントに対する本市の考え方

なし

3. 問合せ

子ども・健康部子ども・若者政策課（TEL 072-754-7004）